

昨日調停委員会申請、勧告ヲ受ケタカ市ノ立場上御請ケ
出兼示ル

熊本

昨日ノ勧告ニ基キ慎重審議ヲシタカ遺憾ナカラ任意調停
ニハ應シ難イ

總監

今次ノ爭議ニ關シテハ任意調停ニ依リ圓滿ナル解決ヲ圖
ルヘク努カシ調停委員会ノ申請ヲ勧告シタ次第ヲアルカ
事茲ニ至ツテハ任意ノ調停委員会ニ開設不可トナリタ
ルヲ以テ不承意ナカラ労働爭議調停法第一條第一項ニ依
リ調停委員会ノ開設ヲ命スル
ト申渡シ直クニ（午前十時三十分）左ノ通知書ヲ両當事者
ニ手交セリ

通知書

東京市對全市電氣局従業員労働爭議ニ關シ労働爭議調停
法第一條第一項ニ依リ調停委員会ヲ開設ス 但シ開會ノ
日時及場所ハ後ニ之ヲ定ム

右本法第二條ニ依リ及通知候也

追テ本通知書ヲ受領シタルトキハ本法第四條第一項ニ
依リ三日内ニ調停委員三名ヲ選定シ届出ラルヘシ

昭和九年九月十五日

警視總監 藤沼 在 平

殿

尚右通知書ノ手交ト同時ニ調停委員会開設命令ヲ發スルニ
至ル理由ヲ別記ノ通り發表セリ

ニ東京市首脳部書記局ノスト情報發行

東京市首脳部書記局ニ於テハ十四日午後七時別記スト情報第